平成２２年（フ）第１４号
鹿児島県志布志市松山町新橋6524番地１
債務者　牧之瀬久美子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
広島県呉市警固屋８丁目14番２号
債務者　尾浜國比克
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第４号
広島県呉市音戸町波多見11丁目23番１号
債務者　小田　志保
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５号
広島県呉市音戸町波多見11丁目23番１号
債務者　小田　信之
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１８号
広島県呉市焼山宮ヶ迫１丁目30番７―101号
債務者　甲田　哲三
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２２号
広島県呉市広小坪２丁目１番14号
債務者　山本　泰生
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２５号
広島県呉市広駅前２丁目４番１―203号
債務者　磯八こと　上中田　康
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３３号
広島県江田島市能美町鹿川1809番地
債務者　松本　道代
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３７号
広島県呉市吉浦神賀町４番22号
債務者　中下　名子
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３８号
広島県呉市吉浦神賀町４番22号
債務者　中下　仁身
１　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第３９８号
山口県下関市長府松小田本町８番１―803号
山内シャルム、住民票上の住所山口県下関市新垢田南町２丁目３番Ｒ４―305号　市営新垢田住宅
債務者　鶴田　勝秀
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
山口県下関市彦島山中町２丁目９番18号
債務者　前重眞理子
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
青森市大字新城字平岡266番地66
債務者　和風ラーメン団十郎こと　中田　昭一
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１号
青森市大字大野字前田71番地50
債務者　阿部　泰道
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
青森県下北郡東通村大字白糠字赤平731番地２
債務者　東田　孝広
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
石川県加賀市山代温泉39の151番地の３、従前の住所金沢市畝田東２丁目150番地
債務者　川上　政己
１　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第４０６号
和歌山市南出島35番地の１　サンコープラザ南出島213号
債務者　宮本　祐一
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５２７号
和歌山市鷹匠町２丁目19番地の１
債務者　濱崎　虔一
１　決定年月日時　平成22年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係